

# 児童手当

全ての市町村

中学校卒業までのお子さんを養育されている方に支給されます。

## 対象者・要件

### 対象

中学校卒業までのお子さんを養育している方（所得制限あり）

### 要件

- ・ 児童が日本国内に住んでいる場合に支給されます。（ただし、留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります。）
- ・ （ただし、留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります。）
- ・ 児童が児童養護施設等に入所している場合や里親などに委託されている場合は、施設の設置者や里親などに支給されます。

## 事業内容

### 支給額（児童1人あたり、月額）

0～3歳未満 一律15,000円

3歳～小学校修了前 10,000円（第2子まで）、15,000円（第3子以降）

中学生 一律10,000円

- ・ 所得制限限度額（1）以上所得上限限度額（2）未満の場合における手当月額は、児童1人あたり一律5,000円になります。（特例給付）
- ・ 所得制限上限限度額以上の場合、手当は支給されません。

1 所得制限限度額 960万円（年収ベース。子ども2人年収103万円以下の配偶者の場合）

2 所得上限限度額 1200万円（年収ベース。子ども2人年収103万円以下の配偶者の場合）

## 申請先・問い合わせ先

富山市 こども福祉課  
富山市新桜町7-38  
連絡先：076-443-2249

魚津市 こども課  
魚津市釈迦堂1-10-1  
連絡先：0765-23-1006

---

滑川市 子育て応援課  
滑川市寺家町104番地  
連絡先：076-475-2111（代表）

---

黒部市 こども支援課  
黒部市三日市1301番地  
連絡先：0765-54-2577

---

舟橋村 生活環境課  
中新川郡舟橋村仏生寺55  
連絡先：076-464-1121

---

上市町 福祉課  
上市町湯上野1176番地  
連絡先：076-472-1111（代表）

---

立山町 住民課  
立山町前沢2440番地  
連絡先：076-462-9956

---

入善町 結婚・子育て応援課  
下新川郡入善町入膳3255  
連絡先：0765-72-1857

---

朝日町 住民・子ども課  
下新川郡朝日町道下1133  
連絡先：0765-83-1100(代表)

---

高岡市 子ども・子育て課  
高岡市広小路7-50  
連絡先：0766-20-1381

---

氷見市 子育て支援課  
氷見市鞍川1060番地  
連絡先：0766-74-8117

---

砺波市 こども課  
砺波市栄町7-3  
連絡先：0763-33-1590

---

小矢部市 こども家庭課  
小矢部市鷺島15番地  
連絡先：0766-67-8603

---

南砺市 こども課  
南砺市荒木1550番地  
連絡先：0763-23-2010

---

---

射水市

こども福祉課

射水市新開発410番地1

連絡先 : 0766-51-6629